

教育委員会会議 定例会

平成 29 年 3 月 13 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 42 号 山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 第 43 号 小中学校長の人事異動について
- 第 44 号 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
- 第 45 号 県立学校長の人事異動について
- 第 46 号 「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の策定について
- 第 47 号 美術館長の人事について

2 報 告 事 項

- (12) 小中学校教頭の人事異動について
- (13) 県立学校教頭の人事異動について

3 その他報告

- (29) 平成28年度山梨ことぶき勸学院卒業証書授与式について

議案第 42 号

山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

提案理由

個人情報の適正な取扱いを確保し、被表彰者の適切な選考を行うため、被表彰者の欠格事項を定める必要がある。

規則の概要

教育庁総務課

題 名	山梨県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
趣 旨	個人情報の適正な取扱いを確保し、被表彰者の適切な選考を行うため、被表彰者の欠格事項を定める必要がある。
内 容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会においては、規則に基づく表彰を行うに当たり、犯罪歴を有する者が被表彰者となることは、県民感情にそぐわないものであることから、候補者が本籍を有する市区町村に対し、犯罪人名簿に基づく身分証明を依頼している。 ※ 犯罪人名簿：選挙人名簿調製等のため市区町村長が検察庁からの既決犯罪通知等に基づき調製する名簿 ○ 身分証明については、各市区町村の個人情報保護条例に基づき判断されているところ、これに応答できる場合を表彰の根拠となる規則に欠格事項が明示されている場合に限ることとしている市区町村が県外にある。このため、本来、表彰に値する功績を有する候補者でありながら、当該候補者に係る犯歴を確認できず、表彰を見送らざるを得ないといった支障が生じている。 ○ 県内市町村においても、近年の個人情報保護に関する住民意識の高まりを受け、犯歴に係る身分証明に応答することが、県の表彰事務の遂行に必要であることについて、住民に対し、より明確に説明できるようにするため、県教育委員会表彰規則に欠格事項を設けることについて要望がある。 ○ これらの状況を踏まえ、被表彰者の欠格事項を定める必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>被表彰者の欠格事項を次のように規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰金以上の刑に処せられた者（道路交通法又は自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われた者を除く。） ・ 破産者で復権を得ないもの ・ その他表彰することが適当でないものとして教育委員会が別に定めるもの
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会公表表彰規則新旧対照表

新

旧

新	旧
<p>(表彰の対象)</p> <p>第二条 市町村、教育機関及び団体並びに個人で次の各号のいずれかに該当するものは、この規則の定めるところにより、山梨県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 教育、学術及び文化の振興、研究及び改善のため尽すいしその功績が顕著であるもの</p> <p>二 多年にわたり、教育機関又は団体に勤務し誠実にその職務に精励して、他の模範と認められるもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特に表彰に価すると認められるもの</p> <p>(欠格事項)</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者については、表彰を行わない。</p> <p>一 罰金以上の刑に処せられた者(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)又は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四十五号)の規定により罰金刑に処せられた者及び刑の言渡し効力が失われた者を除く。)</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 その他表彰することが適当でないものとして教育委員会が別</p>	<p>(表彰の対象)</p> <p>第二条 市町村、教育機関及び団体並びに個人で次の各号の一に該当するものは、この規則の定めるところにより、山梨県教育委員会が表彰する。</p> <p>一 教育、学術及び文化の振興、研究及び改善のため尽すいしその功績が顕著であるもの</p> <p>二 多年にわたり、教育機関又は団体に勤務し誠実にその職務に精励して、他の模範と認められるもの</p> <p>三 前各号のほか、特に表彰に価すると認められるもの</p>

に定めるもの

(表彰の方法)

第四条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品をあわせて授与することができる。

(表彰の選考)

第五条 表彰の選考は、教育長が行う。

第六条 略

(表彰の時期)

第七条 表彰は、毎年十一月一日に行う。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

第八条・第九条 略

(表彰の方法)

第三条 表彰は、表彰状を授与して行なう。ただし、金品をあわせて授与することができる。

(表彰の選考)

第四条 表彰の選考は、教育長が行なう。

第五条 略

(表彰の時期)

第六条 表彰は、毎年十一月一日に行なう。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

第七条・第八条 略

議案第 43 号

小中学校長の人事異動について [別途資料配付]

議案第 44 号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教員免許状の修得方法について所要の改正を行う必要がある。

規則の概要

教育庁義務教育課

題名	山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、教員免許状の修得方法について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法の改正を受け、平成28年3月、教育職員免許法施行規則の一部が改正され、在職年数により、従来の半数の単位数で他校種（小学校⇔中学校、中学校⇔高等学校）の教員免許状が取得できることとなった。（平成28年4月1日施行） また、従来の他校種の教員免許状の取得に必要な単位数の半数に至る間の単位の修得方法（科目及び最低必要単位数）については、教育職員免許法施行規則に定める修得方法を参酌し、都道府県教育委員会が規則で定めることとなった。 ○ このため、教員免許状の修得方法について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員免許状の修得方法 <ul style="list-style-type: none"> 3年以上の教職経験を有する者は、他校種の教員免許状を取得するのに定められた単位数の半数を限度に、他校種の教員免許状の取得に必要な単位数を在職年数1年につき3単位修得したものとみなすことができることとなったため、単位数を半減するまでの修得方法について定める。 （例）中学校教員が小学校教諭免許状を取得する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・従来 3年 教職に関する科目 12単位 ・県規則の改正により 4年 教職に関する科目 9単位 ・施行規則改正により 5年 教職に関する科目 6単位 ※ ここで言う在職年数とは、取得しようとする免許状に関連のある学校での経験年数である。 ※ 単位を修得したものとみなすためには、平成28年4月1日以降から1年以上の在職年数を必要とすることから、教員免許状の取得は平成29年4月1日以降となる。 ○ その他文言の整理を行う。
施行期日	平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育職員免許に関する規則新旧対照表

新

(単位の修得方法の基準)

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

(一〜七略)

第十四条 免許法別表第三の規定により一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十一条第一項の表備考

第三号及び第十二条の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

(一〜四略)

第十七条 免許法別表第六の規定により養護教諭の一種免許状

又は二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

(一・二略)

第十七条の二 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表略)

旧

(単位の修得方法の基準)

第十三条 免許法別表第三の規定による
単位の修得方法は、次の各号の表に定めるところによる。

(一〜七略)

第十四条 免許法施行規則第十二条の規定による

単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

(一〜四略)

第十七条 免許法別表第六による

単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

(一・二略)

第十七条の二 免許法別表第六の二による

単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

(表略)

第十八条 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表の定めるところによる。

一 小学校教諭二種免許状の場合（幼稚園教諭普通免許所持）			
第一欄	第二欄	第三欄	最低在職年数に加える在職年数
1	7	各教科の指導法	5
1	1	道徳の指導法	1
2	1	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	1
0	1	最低修得単位数	7
二			

二 小学校教諭二種免許状の場合（中学校教諭普通免許所持）

第一欄	第二欄	第三欄	最低在職年数に加える在職年数
1	7	各教科の指導法	5
1	1	道徳の指導法	1
2	1	生徒指導、教育相談	1
0	1	最低修得単位数	7

第十八条から第二十条まで 削除

			三 中学校教諭二種免許状の場合(小学校教諭普通免許所持)					
三	二	一	最低在職年数に在職年数を加える	第一欄	二	一	各教科の指導法	最低修得単位数
5	5	7	科目に関する	第二欄	5	7	及び進路指導等に関する科目	
1	1	2	各教科の指導法	第二欄	1	2	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
1	2	2	科目	第三欄	6	9		
7	8	1 1	修得単位数					

二	一	年数に加 える在職 年数	教育課程 及び指導 法に關す る科目 各教科の 指導法	生徒指導 、教育相 談及び進 路指導等 に關する 科目	教職に關 する科目	に掲げ る科目 の単位 を含め た最低 修得単 位数
1	1					
1	2					
4	6					
6	9					

六 幼稚園教諭二種免許状の場合（小学校教諭普通免許所持）

一	第一欄	最低在職年 数に加える 在職年数	第二欄	第三欄
3	教職に關する科目 教育課程及び指導法 に關する科目	第二欄に掲げる 科目の単位を含 めた最低修得単 位数	保育内容の指導法	
3				

第十九条及び第二十条 削除

第二十一条 改正法附則第八項の規定の適用を受け、免許法別

第二十一条 改正法附則第八項の規定による

表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず当分の間、免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受け、免許法別表第三の規定により保健の教科について高等学校一種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の取得方法は、次の表の定めるところによる。

単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず当分の間、免許法施行規則附則第三十一項及び第三十二項の規定による

単位の取得方法は、次の表の定めるところによる

議案第 45 号

県立学校長の人事異動について [別途資料配付]

議案第 46 号

「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の策定について

提案理由

現行の「第2次山梨県子ども読書活動推進実施計画」が本年度もって計画期間を終了するため、その後継となる計画を新たに策定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の策定について
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの読書活動の総合的な推進を図るため、平成24年3月に策定した「第2次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の計画期間満了に伴い「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」を策定する。○ 策定経過 平成27年 7月～ 平成28年10月 山梨県子ども読書活動推進計画庁内検討委員会開催（3回） 平成26年12月～ 平成28年11月 山梨県子ども読書活動推進会議開催（5回） 「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画（仮称）」 （素案）の審議○ 県民意見提出制度実施要綱に基づき、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画（仮称）」（素案）について、意見を募集した。 【募集期間】 平成29年1月27日（金）～平成29年2月27日（月） 【結果】 1 意見の提出者数 0件 2 意見の件数 0件○ 意見募集の結果を踏まえ、「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」を策定し県民に公表する。
内容	<ul style="list-style-type: none">○ 「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画」の概要 別添「第3次山梨県子ども読書活動推進実施計画の概要」のとおり。○ 今後の予定 平成29年4月～5月に開催される市町村教育長会議、小中学校校長研究大会、高等学校校長研究協議会等の機会を通じて説明するとともに、県内全図書館に資料を配付することで、第3次計画の周知を図る。

議案第47号

美術館長の人事について

次の者に美術館長（非常勤）を命ずるものとする。

青柳 正規（経歴別紙）

提案理由

美術館長 白石和己より、平成29年3月31日付けをもって館長を退任したい旨の申し出があったため、平成29年4月1日付けで後任館長を任命する必要がある。

<美術館長経歴>

氏名 あお やぎ まさ のり
青柳 正規

生年月日 昭和19年11月21日 (72歳)

出身 満州遼寧省大連市

現住所 東京都千代田区

学歴 東京大学文学部
東京大学大学院修士課程



職歴 昭和47年 東京大学文学部助手
昭和54年 筑波大学専任講師
昭和60年 東京大学文学部考古学研究室助教授
平成3年 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授
※その後、同大学文学部学部長、副学長を経て、
平成17年退官
(退官までの間、京都造形芸術大学客員教授を併任)
平成17年 国立西洋美術館館長
平成20年 独立行政法人国立美術館理事長
平成25年 文部科学省文化庁長官

・現職 学校法人城西大学先端科学研究所特任所長
東京大学名誉教授
東京芸術大学特任教授
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会
組織委員会文化・教育委員会委員長
日本学士院会員・国際学士院連合副会長
山梨大学経営協議会学外委員

・受賞歴 平成18年 紫綬褒章
平成23年 NHK放送文化賞

小中学校教頭の人事異動について [別途資料配付]

県立学校教頭の人事異動について [別途資料配付]

その他報告 29

	定例教育委員会 (平成29年3月13日)	課室名	社会教育課
件名	平成28年度山梨ことぶき勸学院卒業証書授与式について		
経緯	<p>○開校 山梨ことぶき勸学院 昭和62年4月 → 平成25年度より業務委託 大学院 平成元年4月 → 平成25年3月閉校</p> <p>○学習内容 勸学院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必修講座：拠点および地域教室で学習 ・選択講座：県、市町村、大学等の公開講座を受講して学習 <p style="text-align: center;">地域でのボランティア活動等も単位化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい行事：入学式、勸学院祭、卒業式、創立30周年記念式典 記念講演や異世代交流も同時に実施 <p>○定員 (平成29年3月1日現在 在籍者数) 1学年6教室 勸学院 1年300名 (173名) 2年300名 (192名)</p>		
内容	<p>○日時 平成29年3月17日 (金) 11:00～15:20</p> <p>○場所 コラニー文化ホール 小ホール</p> <p>○卒業生数 189名 (男69名 女120名)</p> <p style="padding-left: 40px;">うち皆勤者数 36名 (男12名 女24名)</p> <p style="padding-left: 40px;">累計卒業生総数 8,075名 (本年度を含む)</p> <p>○来賓 山梨県都市教育長会長、山梨県老人クラブ連合会長、各教育事務所長 他、計9名</p> <p>○日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書授与式 11:00～11:45 ・講演会 13:00～14:30 演題 「学び続けることの大切さ」 講師 北野 大 氏 (淑徳大学 教授) ・異世代交流 14:45～15:15 県立北杜高等学校 ギター部 ・閉会行事 15:15～15:20 (蛍の光斉唱) 		

